

【総会後の掲示文例：まだ民泊事例なし】

●●●●●管理組合
理事長 ■□■●■

民泊禁止のお知らせ

当マンションでは管理規約により民泊が禁止されています。管理規約に反して民泊営業を行った事業者は「共同生活の秩序を乱す行為」として事業の差し止めなど訴訟、その他法的措置を迫られることとなります。また管理規約に反し、正式な届出を得ず（または虚偽の申告によって）当敷地内で事業が継続される（または疑いがある）場合、管理組合は監督官庁に通報を行います。住宅宿泊事業法施行後の立ち入り検査等により違法事業と判定された場合には、かかる違法事業者には住宅宿泊事業法または、旅館業法に抵触する違法行為として6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金刑に処せられる可能性があることを警告いたします。

記

1. 管理規約改定時期：2018年●月●日（総会決議にて）
2. 管理規約内容：・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【総会後の掲示文例：既に民泊事例あり】

総会決議と違法民泊厳罰についてのお知らせ

拝啓、日頃から管理組合活動にご理解・協力いただきありがとうございます。

さて、2017年●月●日に開催された総会にて、かねてより禁止されていた民泊行為について、違法民泊撲滅のため、管理組合として厳しい対応で臨むことが満場一致で決議されました。従来から民泊は規約に反する行為でしたが、インターネットでの募集広告は営業行為そのものであり、生活環境を害する鍵の授受などにより平穏な居住環境に大きく影響します。今回の総会を機に今後も違法民泊行為を継続し、管理組合からの勧告にもかかわらず、違法民泊行為を中止しない場合は、管理規約に基づき共同利益に反する行為として訴訟など法的措置を講じます。

なお、今後も違法民泊が行われる場合に、管理組合は違法民泊事業者に対し、警察と連携のうえ、毅然とした対応を行ってまいります。無届で、有償の宿泊施設として営業することは旅館業法に違反する違法行為です。警察から要請があれば防犯カメラ映像の提供等捜査に協力することになります。皆様におかれましても違法民泊と疑われる場面にお気づきの場合は●●警察署または管理会社へ通報ください。

平穏で良好な居住環境を守るため組合員、居住者の皆様の協力をお願いいたします。 敬具

記

《禁止される主な行為》

- ・不特定の者の宿泊のためにオートロック扉の開閉及び専有部分に出入りするための鍵の貸与
- ・鍵の授受をメールボックス、宅配ボックスなどで行うこと（以下略）

